

長浜市告示第97号

特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のように指定する。

平成19年4月1日

長浜市長 川島信也

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の規定により指定された地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定める。

（単位：デシベル）

時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

備考

1 区域の区分を表示する図面は、長浜市役所市民生活部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。